

議案第38号

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係
手数料条例の一部を改正する条例について

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料
条例を次のように改正する。

令和7年2月26日提出

安中市長 岩 井 均

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部
を改正する条例

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成28年安中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第1条の2を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（消費性能適合性判定に係る手数料の額）

第2条 法第11条第1項又は第12条第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額）の手数料を納付しなければならない。

（1） 一戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イただし書及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準又は同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準（以下「性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準又は同号イただし書及びロ（2）（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

（2） 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積（省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第5号イ、第3条第1項第2号及び第4号イ並びに同条第2項第2号及び第4号イにおいて同じ。）の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基

準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

- (3) 非住宅建築物（住宅以外の建築物をいう。以下同じ。）（当該建築物の全部を工場等（工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の用途に供する場合を除く。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- (4) 非住宅建築物（当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- (5) 複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。） 次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。）消費性能適合判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面

積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）

消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

（消費性能向上計画認定手数料の額）

第3条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

（1） 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準又は同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準（以下「誘導性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第4

欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

3 消費性能向上計画について、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする者は、第1項又は前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては第1項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

- 4 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前3項に規定する申請をする者は、前3項に定める額の手数料のほか、同条第3項に規定する他の建築物について前3項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。
- 5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、第1項から前項までの規定により納付すべき手数料のほか、安中市建築基準法関係手数料条例（平成19年安中市条例第32号）第2条の規定により納付することとなる手数料（同条例別表第1及び別表第2（法第87条の4において準用する法第6条第1項に規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査に限る。）に規定する事務に係る手数料に限る。）の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
200平方メートル 未満	33,000円	23,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル 以上	37,000円	26,000円	19,000円	5,000円

別表第2（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル 未満	65,000円	47,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル 以上	108,000円	79,000円	54,000円	19,000円

別表第3（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上	265,000円	104,000円	16,000円

別表第4（第2条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル未満	21,000円	17,000円
300平方メートル以上	30,000円	26,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（以下「新条例」という。）第2条及び第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新条例の規定による提出又は申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた改正前の安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の規定による提出又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。